

# これまで確定申告が不要とされていた個人の方 必見!! 「証券税制」が変わります。

## <平成21年・22年の個人の証券税制の変更ポイント>

- 上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の**配当金・分配金**又は**譲渡益**にかかる**税率は10%および20%の2段階**となります。
- これまで確定申告が不要であった上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の**配当金・分配金**について、**年間100万円を超える金額を受け取った場合には確定申告が必要**となります。(100万円以下の場合、確定申告は不要)<sup>\*</sup>
- 上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の譲渡益についても、**譲渡益が年間500万円を超える場合には特定口座(源泉徴収あり)を選択している場合であっても確定申告が必要**となります。(500万円以下の場合、確定申告は不要)
- 確定申告を行った場合、各種所得控除の不適用や国民健康保険料(税)等の増加などの影響がでる可能性があります。

\*年間1銘柄当たり1万円以下の配当金・分配金については100万円の算定対象外となります。また、公募国内株式投資信託は普通分配金のみが対象となり、特別分配金は対象外となります。再投資した場合も対象となります。

これまで、「**確定申告を行う必要のなかった方**」も確定申告が必要となる場合があります!  
証券税制変更の影響について、以下のフローチャートで確認してみましょう!

### チェック 1

上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の**年間の配当金・分配金**の受取合計額(税引前)が**100万円を超えている**。<sup>\*1</sup>

\*1. 合計額の計算は、お取引されているすべての証券会社・金融機関等で保有されている商品の配当金・分配金の合計額をもって計算します。

はい

いいえ

### チェック 2

上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の譲渡益については、特定口座(源泉徴収あり)を選択しているが、**年間の譲渡益が500万円を超えている**。<sup>\*2</sup>

\*2. 年間の譲渡益の計算は、複数の証券会社・金融機関等で特定口座(源泉徴収あり)を選択している場合には、それらを合算した金額をもって計算します。

はい

いいえ

平成21年、22年の配当金・分配金又は譲渡益について**確定申告を行う必要があります。**

確定申告を行うことで、配偶者控除等の各種所得控除が受けられなくなったり、国民健康保険料(税)および医療費負担割合が増加するなどの影響がでる可能性があります。

引き続き**確定申告は不要**です。

●上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の譲渡益について、特定口座(源泉徴収あり)を選択していない場合には、譲渡益が500万円を超えるかどうかにかかわらず、原則として、確定申告が必要となります。確定申告を行った場合、各種所得控除の不適用や国民健康保険料(税)等の増加などの影響がでる可能性があります。

詳細は、お取引のある証券会社・金融機関等又は税務署等にご相談ください。  
このリーフレットは、2008年(平成20年)9月時点での情報をもとに作成しております。  
今後の税制改正等により内容が変更になる可能性もありますので、ご注意ください。

